



知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まさば及びごまさば漁業	現行水準

## 第2 ずわいがに

## 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

38トン

## 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ずわいがに漁業	38トン

## 富山県告示第281号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を令和5年6月1日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和5年6月21日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

## 第1 くろまぐろ（小型魚）

## 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

124.4トン

## 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	76.32トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	32.95トン

富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.88トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.55トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.43トン
富山県その他漁業	4.27トン

## 第2 くろまぐろ（大型魚）

### 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

16.8トン

### 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	11.25トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.55トン
その他漁業協同組合	3.00トン

## 富山県告示第282号

保安林の指定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について  
保安林の指定をする次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条  
第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により  
当該通知を黒部市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和5年6月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 保安林の所在場所

富山県黒部市荒俣字砂場 151番

### 2 所在が不分明である通知の相手方

宮崎長左エ門

### 3 通知の内容

1の森林について、令和5年5月26日富山県告示第 241号で告示したとおり  
保安林の指定をする。



**土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

令和5年6月21日

富山県知事 新 田 八 朗

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
金山 土地改良区	同左	浄土寺	団体営基盤整備促進事業 (水利施設整備)	令和4年12月21日

**令和5年度職業訓練指導員試験の実施**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和5年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

令和5年6月21日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 試験職種及び試験範囲**

試験職種	試験範囲
全職種	学科試験（指導方法）

**2 試験の日時及び場所**

区分	日時	場所
学科試験	令和5年8月22日（火） 午前10時から午前11時まで	富山市向新庄町一丁目14番40号 富山市職業訓練センター

**3 受験手続**

受験申請書類を令和5年6月21日（水）から同年7月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に富山県商工労働部労働政策課（〒930-8501富山市新総曲輪1番7号）に提出すること。

**4 その他**

受験資格その他詳細については、富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-3259）に問い合わせること。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年6月21日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス荻生店 黒部市荻生字大本7231番1他

### 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

### 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品

### 4 新設の日 令和6年1月15日

### 5 店舗面積の合計 1,316㎡

### 6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側・西側／53台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地北側／15台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側／36㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側6箇所／10.943㎡

### 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車場／午前8時30分～午後10時
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 1箇所／敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設／午前6時～午後10時

- 8 届出の日 令和5年6月9日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和5年6月21日から令和5年10月23日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2) (1)の事項の公表の可否
  - (3) 当該店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見及びその理由
-

